

協定説明書

災害時における災害対策車運搬等に関する基本協定の締結については、この協定説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年1月24日

2. 基本協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 牟田 弘幸
福岡県直方市溝堀一丁目1番1号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

災害時における災害対策車運搬等に関する基本協定

(2) 基本協定の継続について（令和6年度以降の協定手続き）

- ① 令和7年度以降の「災害時における災害対策車運搬等に関する基本協定」は、協定締結者の継続希望及び遠賀川河川事務所が実施する継続審査の結果を踏まえて協定を継続することができる。
- ② 令和6年度に基本協定を締結している者が、基本協定の継続を希望する場合は、協定期間満了前の2月1日（令和7年度の場合は令和7年2月1日）までに、4. 基本協定締結のために必要な要件の確認、及び協定説明書7. 評価に関する事項等に示す評価項目と評価基準により評価を行うため、協定説明書9. 技術資料の作成方法及び留意事項に示す様式-1～様式-5を担当部局に提出することにより、基本協定継続の意思があるものと見なす。
- ③ 令和7年度以降も新規協定締結希望者の募集を行う。
- ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。この場合、令和7年度の基本協定締結者、非締結者への決定通知の期日に連絡する。
- ⑤ 継続・新規協定締結に選定された者については、遠賀川河川事務所のホームページにて協定書有効期限とともに公表することとする。

(3) 基本協定（案）は、別添-1のとおりである。

(4) ここに記載のない基本協定の概要は、公告1. (2)～(6)のとおり。

4. 基本協定締結のために必要な要件

公告2. (1)～(9)のとおり。

5. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 施設管理課
担当：施設管理課長（内線391）
施設管理第二係長（内線394）
電話 0949-22-2032
FAX 0949-23-0019

6. 資料の作成及び提出

- (1) 本協定締結の参加希望者は、4. 基本協定手結のために必要な要件を証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び技術資料を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、基本協定を締結することができない。

- ① 提出期間： 令和6年1月24日（水）から令和6年2月7日（水）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
- ② 提出場所： 上記5. に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

- (2) 申請書は、別記「様式-A」により作成すること。
技術資料は、「8. 技術資料の作成方法及び留意事項」及び別記「様式-1～5」により作成すること。
①会社の代表印を押印すること。

7. 評価に関する事項等

- (1) 評価項目と評価基準
別表-1の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

8. 技術資料の作成方法及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 提出資料表紙 【様式－1】	表紙は〔様式－1〕とする。（代表者印を押印すること。）
(2) 対象機械設備の 工事実績、点検整備 の実績 【様式－2】	<ul style="list-style-type: none"> ① 提出様式は〔様式－2〕とする。 ② 対象となる代表的な工事実績（様式－2（1））点検整備実績（様式－2（2））を各々1件記載する。なお、実績を有していない場合は記載しなくてよい ③ 工事実績の対象期間は、平成20年度から当該年度（当該公告日までの間）に締結したものとする。点検整備実績は、過去5ヶ年度＋当該年度（平成30年4月1日から当該公告日までの間）に締結したものとする。 ④ 実績として認める機械設備は、公告2.（7）による。 ⑤ 契約図書等の写し ⑥ 上記④の施工実績として、記載した工事に係る財団法人日本建設情報総合センター「工事実績情報サービス」（以下、CORINS）の工事カルテの写しを添付すること。 ⑦ ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、契約書の写しを提出すること。点検整備実績は契約書の写しを提出すること。 ⑧ なお、CORINSに登録されている場合でも上記②に示した内容が判断できない場合、またはCORINSに登録されていない場合には、②に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。
(3) 企業情報 【様式－3】	<ul style="list-style-type: none"> ① 提出様式は〔様式－3〕とする。 ② 災害時等応急対策を担当する予定の本社（本店）、支店、営業所の所在地を記載すること。 ③ 会社を設立してからの継続的年数を記載する。
(4) 災害時等応急対策 工事の協定締結実 績 【様式－4】	<ul style="list-style-type: none"> ① 提出様式は〔様式－4〕とする。 ② 対象となる協定は、公告1.（2）と同様な目的の「災害対策車運搬等」に関する協定とし、過去5ヶ年度＋当該年度（平成30年4月1日から当該公告日までの間）に締結したものの中から、代表的な実績を1件記載する。契約の相手方は国、県、市町村に限る。

<p>(5) 資格保有技術者の雇用者数及び遠賀川河川事務所までの到着時間 【様式－5】</p>	<p>① 提出様式は [様式－5] とする。 ② 対象となる技術者の資格は、[様式－5 (1)] の表中記載の免許・資格とする。 ③ 派遣する技術者が在籍する拠点の所在地及び遠賀川河川事務所までの到着時間を記載する。 ・到着時間は技術者が在籍する拠点の所在地から遠賀川河川事務所まで高速自動車道、一般道で換算した場合の距離及び到着時間を記載する。(到着時間は、高速自動車道 80 km/h、一般道 30 km/h で算出する事) [様式－5 (2)]</p>
---	---

※ 上表中 (2) から (4) までの実績は元請けでの実績や協定元であることを証明できる資料 (契約書のコピー等) を添付して下さい。

9. 協定説明書に対する質問

(1) 協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間 : 令和6年1月24日 (水) から令和6年1月31日 (水) までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日 8:30 分から 17 時 00 分まで。
- ② 提出場所 : 上記 5. に同じ。
- ③ 提出方法 : FAX、持参又は郵送等 (郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。) により提出する。

(注) FAXで提出した場合はFAX送信後、5. 担当部局へ電話で着信の確認をすること。

(2) (1) の質問に対する回答は、書面により令和6年2月5日 (月) までに行う。

10. 基本協定締結者の通知

(1) 基本協定締結者への通知

基本協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和6年3月6日 (水) を予定している。

(2) 基本協定締結の期日

基本協定締結の期日については、令和6年3月22日 (金) を予定している。

11. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

- ① 提出期限 : 令和5年3月11日 (月) 17時00分。
- ② 提出場所 : 上記 5. に同じ。

③ 提出方法： F A X又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限内に必着）により提出する。

（注） F A Xで提出した場合はF A X送信後、 5. 担当部局へ電話で着信の確認をすること。

（2）（1）の質問に対する回答は、令和6年3月18日（月）までに説明を求めた者に対し、書面にてF A Xにより回答する。

1 2. 評価結果の無効

公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。

1 3. その他

（1）資料の作成提出に係わる費用は提出者の負担とする。

（2）提出された資料は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

（3）提出された資料は返却しない。

（4）提出期間以降における資料の差し替え及び再提出は認めない。

別表－1: 評価項目及び評価内容

災害時における災害対策車運搬等に関する基本協定の締結

分類	評価項目	評価内容	配点
1) 企業の施工実績等	近隣地域内工事の実績及び点検整備の実績	申請された工事1件及び点検整備1件の実績	30
	工事成績の評価	地整内(2ヶ年+当該年度)の当該工事種別の平均点	10
	継続的な営業に基づく信頼度	企業の営業年数の継続性	10
	防災業務の実績	災害対策車運搬等の協定締結実績	10
2) 雇用技術者	雇用者の資格保有者数	「大型自動車運転、移動式クレーン運転、玉掛技能、高所作業車運転技能(10m以上)」の免許・資格保有者人数	20
3) 事務所までの到着時間	派遣技術者が在籍する拠点の所在地から派遣場所までの距離及び到着時間	派遣技術者の所在地から遠賀川河川事務所までの距離及び到着時間	20

災害関係機械配置一覧表

別表-2

機 械 名	筑後川	遠賀川	武雄	長崎	菊池川	熊本	八代	大分	山国川	佐伯	延岡	宮崎	川内川	鹿児島 国道	大隅	福岡 国道	北九州 国道	佐賀 国道	九州 技術	合 計
対策本部車								1				1		1					1	4
待機支援車								1				1		1					2	5
情報収集車								1				1		1					1	4
排水ポンプ車	6	6	6	4	3	3	4	7	2	7	4	10	10		7				3	82
照明車		1	1	1		1		1	1	1	2	2	5	1	3				4	24
橋梁点検車												1							1	2
排水管清掃車				1		1		1				1		1	1	1	1	1		9
応急組立橋														2					2	4
簡易遠隔操縦装置				4				1				1		1					2	9
遠隔操縦式バックホウ				2															1	3
遠隔操縦式クローラダンプ				2																2
分解組立型バックホウ																			1	1
簡易照明装置																			1	1
不整地運搬車																			1	1
路面清掃車				1		1		1			1	2		5	3	2	1	1		18
歩道清掃車														2	3					5
散水車等				1		2	1					1		3	1	2	2	2	1	16
土のう造成機								1				1	1						1	4
計	6	7	7	16	3	8	5	14	3	8	7	21	15	18	18	5	4	4	22	191